

加東市国民保護計画（案）新旧対照表

国民保護計画-10
第1編 総論
<略>
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
<略>
(1) 関係機関の事務又は業務の大綱
国民保護措置について市、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。
<略>
【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
<略>	<略>
<略>	<略>
【運送事業者】	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
<略> ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス株、日本交通株、阪急バス株、 <u>阪神電気鉄道株</u> (指定地方公共機関) 淡路交通株、神姫バス株、全但バス株、山陽電気鉄道株、六甲摩耶鉄道株 ③ 航空事業者 (指定公共機関) 日本航空株、全日本空輸株、スカイマーク株 (指定地方公共機関) 日本エアコミューター株 ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道株、阪急電鉄株、阪神電気鉄道株 (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道株、神戸高速鉄道株、神戸新交通株、神戸電鉄株、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道株、智頭急行株、能勢電鉄株、北条鉄道株、北神急行電鉄株、六甲摩耶鉄道株	
【電気通信事業者】	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) 西日本電信電話株、NTTコミュニケーションズ株、KDDI株、株NTTドコモ関西、ソフトバンクテレコム株、ソフトバンクモバイル株
【電気事業者】	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力株、電源開発株
<略>	<略>
<略>	<略>
【郵便事業者】	1 郵便の確保 (指定公共機関) 日本郵便株

国民保護計画-10
第1編 総論
<略>
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
<略>
(1) 関係機関の事務又は業務の大綱
国民保護措置について市、県、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関等は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。
<略>
【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
<略>	<略>
<略>	<略>
【運送事業者】	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
<略> ② バス事業者 (指定公共機関) 西日本JRバス株、日本交通株、阪急バス株、 <u>_____株</u> (指定地方公共機関) 淡路交通株、神姫バス株、全但バス株、山陽電気鉄道株、六甲摩耶鉄道株 ③ 航空事業者 (指定公共機関) 日本航空株、全日本空輸株、スカイマーク株 (指定地方公共機関) 日本エアコミューター株、 <u>但馬空港ターミナル株</u> ④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道株、阪急電鉄株、阪神電気鉄道株 (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道株、神戸高速鉄道株、神戸新交通株、神戸電鉄株、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道株、智頭急行株、能勢電鉄株、北条鉄道株、北神急行電鉄株、六甲摩耶鉄道株、 <u>WILLER TRAINS株</u>	
【電気通信事業者】	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (指定公共機関) 西日本電信電話株、KDDI株、 <u>ソフトバンク株、株NTTドコモ、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株</u>
【電気事業者】	1 電気の安定的な供給 (指定公共機関) 関西電力株、電源開発株、 <u>電力広域的運営推進機関</u>
<略>	<略>
<略>	<略>
<u>日本郵便株</u>	1 郵便の確保

平成27年度新規指定地方公共機関挿入・誤記機関削除

各社で合併及び変更等に伴う修正

指定公共機関の追加

名称変更

<略>	<略>
<略>	<略>
[河川管理施設、 道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有開発㈱
<略>	<略>

<略>	<略>
<略>	<略>
[河川管理施設、 道路の管理者]	1 河川管理施設、道路の管理 (指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱ (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、 芦有ドライブウェイ㈱
<略>	<略>

【その他の関係機関】	
機関の名称	事務又は業務の大綱
[電気通信事業 者]	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時的設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い (その他の関係機関) 株式会社ケイ・オプティコム

<略>
国民保護計画-14
第4章 市の地理的、社会的特徴

<略>
国民保護計画-14
第4章 市の地理的、社会的特徴

<略>
(2) 気候
市においては、気候は瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。
西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値14.3℃、年間最高気温の平均値35.6℃、年間最低気温の平均値-6.4℃（いずれも1979～2011平均値）、年間降水量の平均値1,374mmである（1976～2011平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である9月も月平均降水量が多い。
過去5カ年での年降水量は、2007年1,345mm、2008年1,202mm、2009年1,409mm、2010年1,700mm、2011年1,763mmと推移している。
西脇アメダス資料より雨量関係の極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

<略>
(2) 気候
市においては、気候は瀬戸内型気候の特色を備えており、四季を通じて比較的温暖な気候である。瀬戸内海沿岸部に比べて年間平均気温は若干低くなっているが、降水量はやや多い。また、晩秋から冬季にかけて霧が発生しやすい特徴を持つ。
西脇アメダスの記録によれば、気象は年間気温の平均値**14.4℃**、年間最高気温の平均値**35.7℃**、年間最低気温の平均値**-6.3℃**（いずれも1979～**2017**平均値）、年間降水量の平均値**1,445mm**である（1976～**2017**平均値）。月平均降水量を上回るのは主に梅雨時期であるが、それ以外に台風期である9月も月平均降水量が多い。
過去5カ年での年降水量は、**2013年1,658mm**、**2014年1,520mm**、**2015年1,858mm**、**2016年1,763mm**、**2017年1,539mm**と推移している。
西脇アメダス資料より雨量関係の極値表、月別平均気温及び月別平均降水量のグラフを以下にまとめた。

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1位	529 (2011.9)	182 (2011.9.20)	64 (1983.9.28)
2位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	57 (1996.8.28)
3位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	56 (1976.9.13)
4位	373 (1993.8)	145 (2004.10.20)	55 (1995.6.26)
5位	369 (2011.5)	138 (2004.9.29)	53 (2000.10.9)

(統計期間：1976.3～2012.2)

雨量極値表

種別 順位	月間降水量 mm	日降水量 mm	時間降水量 mm
1位	529 (2011.9)	224 (2015.7.7)	64 (1983.9.28)
2位	466 (2013.9)	182 (2011.9.20)	61.5 (2014.8.24)
3位	452 (1976.9)	167 (1983.9.28)	59 (2017.9.17)
4位	423 (2006.7)	158 (1996.8.28)	57 (1996.8.28)
5位	413 (2016.9)	145 (2004.10.20)	56 (1976.9.13)

(統計期間：1976.3～**2018.2**)

名称変更

最新のデータに更新したことによる修正

(3) 人口分布

平成22年国勢調査によれば、市の総人口は、40,181人、世帯数14,133世帯、人口密度255.1人/km²である。人口分布は、社地域52%、滝野地域30%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は、2.8人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成22年の人口は、平成17年に比べ増加している。増加数は211人、増加率は+0.5%である。その内訳は、社地域+143人、滝野地域+53人、東条地域は+15人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は22.1%で、65歳以上親族のいる世帯の割合は40.9%、うち高齢単身世帯は16.8%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が39.8%、滝野地域が36.0%、東条地域が52.3%である。

平成22年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.4%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,181人	14,133世帯	255.1人/km ²	2.8人

地区別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,875(52%)	10,233	10,642	7,436
滝野地域	12,020(30%)	5,909	6,111	4,197
東条地域	7,286(18%)	3,596	3,690	2,500
加東市計	40,181(100%)	19,738	20,443	14,133

資料) 平成22年国勢調査

年齢別・地区別人口

単位:人

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	2,915(14%)	13,603(65%)	4,357(21%)	20,875(100%)
滝野地域	1,950(16%)	7,555(63%)	2,515(21%)	12,020(100%)
東条地域	940(13%)	4,357(60%)	1,989(27%)	7,286(100%)
加東市計	5,805(14%)	25,515(64%)	8,861(22%)	40,181(100%)

資料) 平成22年国勢調査(ただし総数は年齢不詳を含む)

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市	40,181	44,378

資料) 平成22年国勢調査

<略>

国民保護計画-17

第5章 市保護計画が対象とする事態

(3) 人口分布

平成27年国勢調査によれば、市の総人口は、40,310人、世帯数15,086世帯、人口密度255.9人/km²である。人口分布は、社地域51%、滝野地域31%、東条地域18%となっており、社地域に人口の5割強が集中している。世帯平均人数は、2.7人であり、世帯数は人口分布と似た割合で分布している。

平成27年の人口は、平成22年に比べ増加している。増加数は129人、増加率は+0.3%である。その内訳は、社地域+404人、滝野地域+448人、東条地域は+85人の増加となっている。

65歳以上の人口が占める割合は25.3%で、65歳以上親族のいる世帯の割合は42.6%、うち高齢単身世帯は19.9%である。高齢者がいる世帯の割合は社地域が42.2%、滝野地域が37.4%、東条地域が52.3%である。

平成27年国勢調査によると、加東市の昼夜間人口は、昼間人口が約10.6%夜間人口より多い状況である。

人口・世帯

人口	世帯数	人口密度	平均世帯人員
40,310人	15,086世帯	255.9人/km ²	2.7人

地区別人口

区分	人口総数	男	女	世帯数
社地域	20,471(51%)	9,869	10,602	7,835
滝野地域	12,468(31%)	6,188	6,280	4,566
東条地域	7,371(18%)	3,562	3,809	2,685
加東市計	40,310(100%)	19,619	20,691	15,086

資料) 平成27年国勢調査

年齢別・地区別人口

単位:人

区分	0~14歳	15~64歳	65歳以上	総数
社地域	2,614(13%)	12,738(62%)	5,015(24%)	20,471(100%)
滝野地域	1,883(15%)	7,585(61%)	2,933(24%)	12,468(100%)
東条地域	929(13%)	4,199(57%)	2,213(30%)	7,371(100%)
加東市計	5,426(14%)	24,522(61%)	10,161(25%)	40,310(100%)

資料) 平成27年国勢調査(ただし総数は年齢不詳を含む)

昼夜間人口

単位:人

区分	夜間人口	昼間人口
加東市	40,310	44,591

資料) 平成27年国勢調査

<略>

国民保護計画-17

第5章 市保護計画が対象とする事態

平成27年国勢調査のデータに更新したことによる修正

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

<略>

(2) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <p><略></p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
<略>	<略>

2 緊急処理事態

武力攻撃事態対処法第25条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

<略>

国民保護計画-26

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

<略>

第2 関係機関との連携体制の整備

<略>

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

<略>

【参考：防災のための相互応援協定等一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町

1 武力攻撃事態等

武力攻撃事態対処法第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）及び存立危機事態の定義は、以下のとおりである。

<略>

(2) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <p><略></p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</u> ・熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・汚染地域への立入制限を確実にし、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
<略>	<略>

2 緊急処理事態

武力攻撃事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

<略>

国民保護計画-26

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

<略>

第2 関係機関との連携体制の整備

<略>

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

<略>

【参考：防災のための相互応援協定等一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県及び県内全市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成18年11月1日	東播磨及び北播磨地域内市町

事態対処法の名称変更に伴う変更

防災基本計画の修正や原子力対策指針の改正等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴うもの

事態対処法の条項号ずれに伴う変更

【新旧対照表（国民保護計画）】

<現 行>

義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成24年3月1日	赤穂市、砂川市、一関市、米沢市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、篠山市、三次市、山鹿市
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県、各市町、関係事務組合等
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成22年4月1日	県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県及び県下自治体病院開設市町事務組合、病院組合

<略>

4 指定公共機関等との連携

<略>

(3) 関係機関との協定の締結等

<略>

【災害時の応援に関する協定一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年7月11日	国土交通省近畿地方整備局
災害時における相互協力に関する協定	平成24年8月17日	西日本高速道路株式会社福崎高速道路事務所
播磨広域防災連携協定	平成24年8月30日	加東市ほか11市9町
災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定	平成25年3月25日	日本レスキュー協会

<略>

国民保護計画-33

第5 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

<略>

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

<改 正 後>

義士親善友好都市間における災害時応急対策活動の相互応援に関する協定	平成24年3月1日	赤穂市、砂川市、一関市、笠間市、桜川市、大田原市、藤岡市、千代田区、港区、新宿区、墨田区、新発田市、諏訪市、西尾市、大津市、野洲市、相生市、豊岡市、加西市、篠山市、三次市、山鹿市
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	県、各市町、関係事務組合等
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成22年4月1日	県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	県及び県下自治体病院開設市町事務組合、病院組合
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成28年10月1日	姫路市、相生市、加古川市、小野市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、土郡町、佐用町、兵庫県行政書士会
兵庫県加東市・京都府宇治田原町災害時相互応援協定	平成29年7月6日	宇治田原町

<略>

4 指定公共機関等との連携

<略>

(3) 関係機関との協定の締結等

<略>

【災害時の応援に関する協定一覧】

協定等名称	締結日	協定等先
災害時等の応援に関する申し合わせ	平成24年7月11日	国土交通省近畿地方整備局
災害時における相互協力に関する協定	平成24年8月17日	西日本高速道路株式会社福崎高速道路事務所
播磨広域防災連携協定	平成24年8月30日	加東市ほか11市9町
災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定	平成25年3月25日	日本レスキュー協会
災害時における物資提供等の協力に関する協定	平成28年6月22日	王子コンテナー株式会社兵庫工場

<略>

国民保護計画-33

第5 情報収集・提供等の体制整備

1 基本的考え方

<略>

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

<修正理由>

脱退したことに伴う削除

最新の情報に更新したことによる修正

最新の情報に更新したことによる修正

<略>

国民保護計画-42

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

<略>

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

<略>

- (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等
市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
東 096	加東市社157-1	社中央公園 (ステラパーク)	加東市長	0795-48-3494	川崎パートルK V-107	直径 55m (円形)
東 097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド 野球場	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	250×160m
東 098	加東市佐保43	社第三グラウンド サッカー場	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	100×90m
東 099	加東市下滝野 1283-9	県立播磨中央公園 内芝生広場	(財)兵庫県園芸・公園協会 播磨中央公園 管理事務所	0795-48-5289	川崎CH-47 J	150×100m
東 100	加東市岡本 1521	東条グラウンド	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	140×130m
東 101	加東市長貞 1823-33	東条野球場	加東市長	0795-48-3543	A S 332 L 1	100×100m (扇形)

<略>

8 生活関連等施設の把握等

- (1) 生活関連等施設の把握等

<略>

【生活関連等施設】（法1021）

次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令27・28）

国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省

<略>

国民保護計画-42

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

<略>

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

<略>

- (3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用等
市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保する。

【ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧】

番号	所在地	名称	管理者名	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
東 096	加東市社157-1	社中央公園 (ステラパーク)	加東市長	0795-48-3494	川崎パートルK V-107	直径 55m (円形)
東 097	加東市藤田473-1	社第二グラウンド 野球場	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	250×160m
東 098	加東市佐保43	社第三グラウンド サッカー場	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	100×90m
東 099	加東市下滝野 1283-9	県立播磨中央公園 内芝生広場	(財)兵庫県園芸・公園協会 播磨中央公園 管理事務所	0795-48-5289	川崎CH-47 J	150×100m
東 100	加東市岡本 1521	東条グラウンド	加東市長	0795-48-3543	川崎CH-47 J	140×130m
東 101	加東市長貞 1823-33	東条野球場	加東市長	0795-48-3543	A S 332 L 1	100×100m (扇形)
北播 318	加東市西古瀬 宇戸サキ1169	北播衛生事務組合 スポーツ公園	加東市長	0795-42-1285	川崎CH-47 J	132×90m

<略>

8 生活関連等施設の把握等

- (1) 生活関連等施設の把握等

<略>

【生活関連等施設】（法1021）

次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

- ① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

- ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】（令27・28）

国民保護法 施行令	施設の種類	所管省庁名
27条1号	発電所（最大出力5万kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省

離着陸場の追加

27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条1号 危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条11号	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	文部科学省、 経済産業省
	28条6号 核原料物質使用施設、製錬施設	文部科学省、 経済産業省
	28条7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	文部科学省
	28条8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号 生物剤・毒薬の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28条11号 毒性物質の取扱所	経済産業省

<略>

国民保護計画-49

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

<略>

1 危機管理対策本部等の設置

<略>

(1) 危機管理対策本部

27条2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り、簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
27条3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省
27条4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省
27条5号	電気通信事業用交換設備	総務省
27条6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送局であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
27条7号	水域施設、係留施設	国土交通省
27条8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
27条9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調節するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
27条10号	28条1号 危険物の取扱所	総務省消防庁
	28条2号 毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取り扱う者の取扱所	厚生労働省
	28条3号 火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	28条4号 高圧ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
27条11号	28条5号 核燃料物質使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	28条6号 核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	28条7号 放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	28条8号 薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省、 農林水産省
	28条9号 LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	28条10号 生物剤・毒薬の取扱所	各省庁 （主務大臣）
	28条11号 毒性物質の取扱所	経済産業省

<略>

国民保護計画-49

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

<略>

1 危機管理対策本部等の設置

<略>

(1) 危機管理対策本部

名称変更

<略>

② 組織構成

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本 部 員	各部長、議会事務局長、消防署長、秘書広報課長、防災課長、別途指定する者

(2) 危機管理連絡会議

<略>

② 組織構成

区 分	職 名	
会 長	副市長	
副会長	教育長、技監	
構成員	協働部	協働部長
	総務部	総務部長
	市民生活部	市民生活部長
	福祉部	福祉部長
	上下水道部	上下水道部長
	議会事務局	議会事務局長
	まち・農整備部	まち・農整備部長
	地域創造部	地域創造部長
	教育委員会	教育委員長
	加東市民病院	病院事業部事務局長
北はりま消防組合	加東消防署長	

<略>

国民保護計画-52
第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置等

(1) 市対策本部の設置の手順

<略>

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

【予備施設】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 旧滝野庁舎
〔第2順位〕 旧東条庁舎

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

<略>

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

<略>

② 組織構成

区 分	職 名
本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長、技監
本 部 員	各部長、議会事務局長、消防署長、秘書室長、防災課長、別途指定する者

(2) 危機管理連絡会議

<略>

② 組織構成

区 分	職 名	
会 長	副市長	
副会長	教育長、技監	
構成員	まちづくり政策部	まちづくり政策部長
	総務財政部	総務財政部長
	市民協働部	市民協働部長
	健康福祉部	健康福祉部長
	上下水道部	上下水道部長
	議会事務局	議会事務局長
	都市整備部	都市整備部長
	産業振興部	産業振興部長
	教育委員会	教育委員長
	教育委員会	こども未来部長
加東市民病院	病院事業部事務局長	
北はりま消防組合	加東消防署長	

<略>

国民保護計画-52
第2章 市対策本部の設置等

1 市対策本部の設置等

(1) 市対策本部の設置の手順

<略>

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。

【予備施設】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 加東消防署
〔第2順位〕 旧滝野庁舎

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

<略>

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

機構改革に伴う組織の変更

機構改革に伴う組織の変更

業務継続計画との整合性を図るための修正

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否情報の収集に関すること ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊樂施設の開業及び運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の応急救助用食料、生活必需品の確保・供給のとりまとめに関すること
地域創造部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林地・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策 ・ 商工業、観光施設等の被害状況調査及び応急対策 ・ 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること ・ 応急救助用食料、生活必需品の確保・供給協力に関すること
まち・農整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の確保に関すること ・ 道路、河川、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の供給、医療用水の確保に関すること ・ 上下水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策に関すること ・ し尿処理に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の出納・調査、義援金の分配等に関すること
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 入院患者、通院患者の安全確保及び支援に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 被災児童生徒・被災教職員の応急対策に関すること ・ 遊樂施設運営の協力に関すること ・ 文化財の保護に関すること
北はりま消防組合（加東消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。） ・ 市民の遊樂施設に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。） ・ 市民の遊樂施設に関すること
委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部に属する業務
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部に属する業務

<略>

国民保護計画-59

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県対策本部との連携

<略>

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

<略>

国民保護計画-64

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遊樂施設の開業及び運営体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の応急救助用食料、生活必需品の確保・供給のとりまとめに関すること
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林地・農林業用施設等の被害状況調査及び応急対策 ・ 商工業、観光施設等の被害状況調査及び応急対策 ・ 市内滞在中観光客の安全確保のとりまとめに関すること ・ 応急救助用食料、生活必需品の確保・供給協力に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送道路の確保に関すること ・ 道路、河川、市営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関すること
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の供給、医療用水の確保に関すること ・ 上下水道施設等の所管施設に関する被害状況調査及び応急対策に関すること ・ し尿処理に関すること
会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品の出納・調査、義援金の分配等に関すること
病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること ・ 入院患者、通院患者の安全確保及び支援に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 被災児童生徒・被災教職員の応急対策に関すること ・ 遊樂施設運営の協力に関すること ・ 文化財の保護に関すること
北はりま消防組合（加東消防署）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。） ・ 市民の遊樂施設に関すること
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃災害への対応に関すること（救急・救助を含む。） ・ 市民の遊樂施設に関すること
委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部及び産業振興部に属する業務
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務部に属する業務

<略>

国民保護計画-59

第3章 関係機関相互の連携

1 国・県対策本部との連携

<略>

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報を交換するとともに、相互に協力するものとする。

<略>

国民保護計画-64

国の指針改正に伴う変更

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

<略>

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院等、幼稚園、保育園、児童健全育成施設、バス会社、鉄道駅、道の駅など）に対し、警報の内容を通知する。また、かとう安全安心ネットを活用して携帯電話のメール機能により警報の内容を配信する。

<略>

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、CATVの緊急放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せずCATV、かとう安全安心ネットやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。
※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】
弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態や気象庁が発する緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。

<略>

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。
また、防災・福祉部局との連携の下で今後作成予定の災害時要援護者の避難支援のプラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- ① 聴覚障害者に対しては目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、幼稚園及び保育園、児童健全育成施設等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

<略>

国民保護計画-70

第2 避難住民の誘導等

<略>

2 避難実施要領の策定

<略>

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達等

<略>

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院等、認定こども園、幼稚園、保育所、児童健全育成施設、バス会社、鉄道駅、道の駅など）に対し、警報の内容を通知する。また、かとう安全安心ネットを活用して携帯電話のメール機能により警報の内容を配信する。

<略>

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
この場合においては、原則として、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVの緊急放送、消防署のサイレン及び消防用緊急車両等市が利用できるすべての手段を用いて、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATVやホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。
※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】
弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕がない事態や気象庁が発する緊急地震速報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用により、防災行政無線、かとう安全安心ネット、CATV等を通じて市民に瞬時に伝達する。

<略>

(4) 市は、高齢者、障害者、外国人等に対する警報の内容の伝達においては、以下の点に配慮する。
また、防災・福祉部局との連携の下で今後作成予定の災害時要援護者の避難支援のプラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- ① 聴覚障害者に対しては、防災行政無線文字表示装置などにより目に見える情報を、視覚障害者に対しては音声情報を提供するなど、個々のニーズに応じることができるよう、複数の情報提供手段による警報の伝達に努める。
- ② 病院や社会福祉施設等の傷病者、高齢者、障害者等が入院・入所している施設及び学校、認定こども園、幼稚園及び保育所、児童健全育成施設等の児童や乳幼児が通学、通園している施設については、優先して警報を伝達するよう努める。

<略>

国民保護計画-70

第2 避難住民の誘導等

<略>

2 避難実施要領の策定

<略>

認定こども園への移行に伴う修正

防災行政無線を整備したことに伴う修正

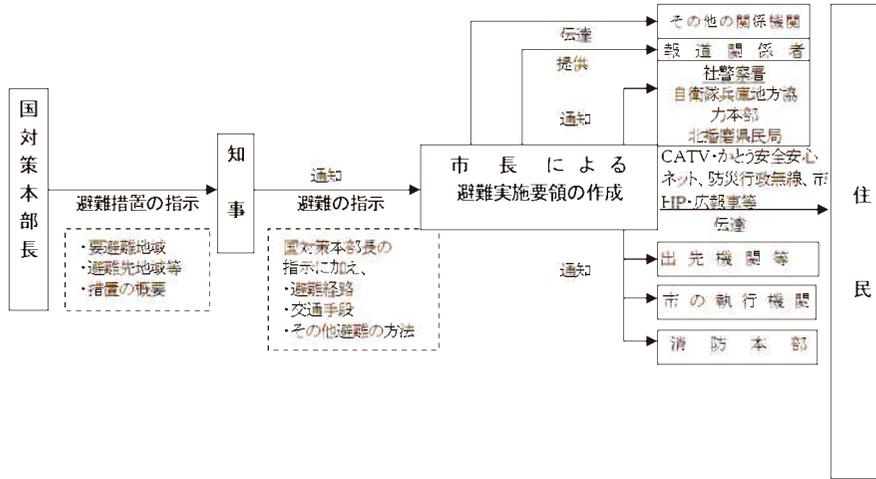
認定こども園への移行に伴う修正

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、加東消防署長、社警察署長等、自衛隊兵庫地方協力本部長、県対策地方本部長（北播磨県民局長）並びにその他の關係機関に通知する。

さらに市長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する



3 避難住民の誘導

<略>

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、社警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に社警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

<略>

(6) 高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等への配慮

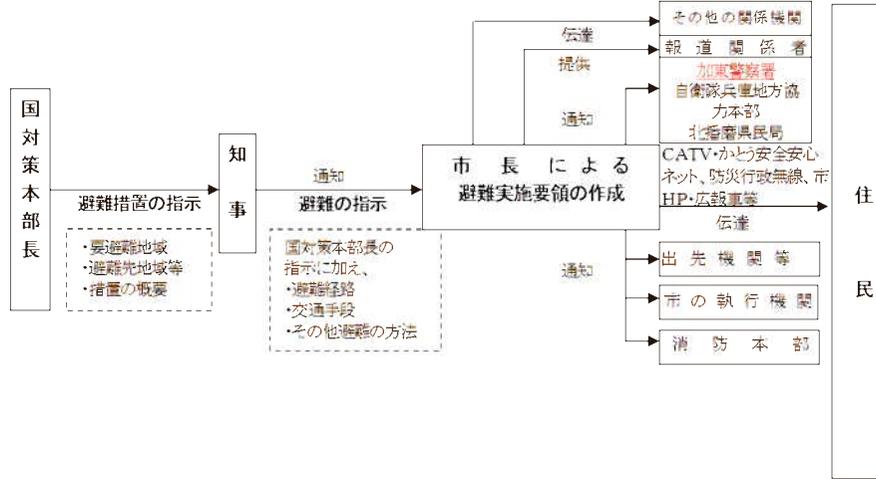
市長は、高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等の避難を万全に行うため、災害時要援護者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、災害時要援護者の避難支援のプランを作成した場合には、当該プランに従って対応する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、加東消防署長、加東警察署長等、自衛隊兵庫地方協力本部長、県対策地方本部長（北播磨県民局長）並びにその他の關係機関に通知する。

さらに市長は報道関係者に対して避難実施要領の内容を提供する



3 避難住民の誘導

<略>

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、加東警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、市長は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に加東警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

<略>

(6) 高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等への配慮

市長は、高齢者、障害児者、妊産婦、乳幼児等の避難を万全に行うため、災害時要援護者の支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。また、災害時要援護者の避難支援のプランを作成した場合には、当該プランに従って対応する。

名称の変更

名称の変更

名称の変更

大規模集客施設等からの避難における施設管理者等の連携に伴うもの（国の指針の変更）

認定子ども園への移行

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、保育園・幼稚園・児童健全育成施設等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。
 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

<略>
国民保護計画-77
第3 避難の類型及び避難に当たって留意すべき事項
 <略>
2 避難に当たって留意すべき事項
 <略>
 (5) 武力攻撃原子力災害の場合
 知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行うことが想定されている。
 ・コンクリート屋内等への屋内避難を指示
 ・事態の進捗に応じて、他の地域への避難によらなければ相当の被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示
 市長は、知事からの避難の指示に基づき住民の避難誘導を行う。

<略>
国民保護計画-79
第5章 救援
 <略>
3 救援の内容
 (1) 救援の基準等
 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

<略>
4 救援の実施方法
 <略>
 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 ① 炊き出しその他による食品の給与
 <略>
 イ 食料の供給要請等
 市は、市内において食料の調達が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に災害救助用米穀、乾パン、弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、斡旋を要請する。
 ・供給あっせんを必要とする理由
 ・必要な品目及び数量
 ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
 ・荷役作業者の派遣の必要の有無

また、自ら管理する病院、老人福祉施設、障害者福祉施設、**認定こども園・保育所**・幼稚園・児童健全育成施設等において、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるよう努める。
 (ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。)

<略>
国民保護計画-77
第3 避難の類型及び避難に当たって留意すべき事項
 <略>
2 避難に当たって留意すべき事項
 <略>
 (5) 武力攻撃原子力災害の場合
 知事は、国対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難の指示を行うこととされ、事態の状況を見て、次のような指示を行うことが想定されている。**市長は、知事からの避難の指示に基づき住民の避難誘導を行う。**
 ・**事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置（まずは屋内退避を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。）を指示**
 ・**なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意する。**

<略>
国民保護計画-79
第5章 救援
 <略>
3 救援の内容
 (1) 救援の基準等
 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。
 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、**内閣総理大臣**に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

<略>
4 救援の実施方法
 <略>
 (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 ① 炊き出しその他による食品の給与
 <略>
 イ 食料の供給要請等
 市は、市内において食料の調達が困難な場合、必要に応じ次の事項を示して県に災害救助用米穀、**弁当・おにぎり、パン、育児用調整粉乳、副食等の供給、斡旋を要請する。**
 ・供給あっせんを必要とする理由
 ・必要な品目及び数量
 ・引渡しを受ける場所及び引渡責任者
 ・荷役作業者の派遣の必要の有無

に伴う修正

防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴うもの

用語の適正化

国民保護法の改正に伴うもの

用語の適正化

・その他参考となる事項

<略>

(3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

<略>

② 被服、寝具その他生活必需品の品目

<略>

エ 光熱材料
マッチ、プロパンガス等
※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用器具等の補具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(4) 医療の提供及び助産

<略>

② 情報の収集及び提供

<略>

イ 情報の提供
北はりま消防組合（加東消防署）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行うとともに、適宜市を通じた市民向け広報、医療機関向け情報提供等に活用する。加東市民病院

<略>

(10) 遺体の捜索及び処理

① 遺体の捜索
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者を捜索する。市は、遺体を発見した場合は、速やかに社警察署に連絡する。

<略>

国民保護計画-92
第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

<略>

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

<略>

(2) 知事への措置要請
市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

<略>

第2 応急措置等

<略>

2 警戒区域の設定

<略>

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

<略>

④ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

・その他参考となる事項

<略>

(3) 被服、寝具その他生活必需品等の給与又は貸与

<略>

② 被服、寝具その他生活必需品の品目

<略>

エ 光熱材料
マッチ、LPガス等
※ 哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、車いす、補聴器、ストマ用器具等の補具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(4) 医療の提供及び助産

<略>

② 情報の収集及び提供

<略>

イ 情報の提供
北はりま消防組合（加東消防署）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行うとともに、当該情報を適宜市を通じて市民向け広報、医療機関向け情報提供等に活用する。

<略>

(10) 遺体の捜索及び処理

① 遺体の捜索
避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情からすでに死亡していると推定される者を捜索する。市は、遺体を発見した場合は、速やかに加東警察署に連絡する。

<略>

国民保護計画-92
第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

<略>

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

<略>

(2) 知事への措置要請
市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死傷者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

<略>

第2 応急措置等

<略>

2 警戒区域の設定

<略>

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

<略>

④ 市長は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

用語の適正化

記述の修正

名称の変更

記述の修正

大規模集客施設等から

<略>

国民保護計画-100

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

<略>

1 武力攻撃原子力災害への対処

<略>

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は指定行政機関の長若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。

② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を事業所外運搬を行っている原子力事業者、指定行政機関又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を以下に掲げる指定行政機関の長及び知事に通報する。

- ・ 実用発電用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣
- ・ 試験研究用原子炉等に係る事業所外運搬に起因する場合には、文部科学大臣及び国土交通大臣

<略>

(7) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

<略>

国民保護計画-104

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

<略>

1 被災情報の収集及び報告

(1) 市長は、電話（携帯及びCATVを利用した電話を含む。）、防災行政無線、MCA無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

<略>

2 被災情報の公表

(1) 市民への広報

<略>

② 広報手段

CATV、かとう安全安心ネット、広報かとう、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

<略>

国民保護計画-108

⑤ 市長は、大規模集客施設からの一時滞在者等を避難誘導する場合、当該施設管理者と十分に連携し、必要な対策をとるものとする。

<略>

国民保護計画-100

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

<略>

1 武力攻撃原子力災害への対処

<略>

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を事業所外運搬を行っている原子力事業者から受けたとき又は内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、消防機関に連絡する。

② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を事業所外運搬を行っている原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員長、国土交通大臣又は県より先に把握した場合には、直ちに当該事業者にその内容を確認するとともに、その旨を以下に掲げるこれらの大臣等及び知事に通報する。

<略>

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、県国民保護計画の定めに準じた措置を講じる。

(8) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

<略>

国民保護計画-104

第8章 被災情報の収集・報告及び公表

<略>

1 被災情報の収集及び報告

(1) 市長は、電話（携帯 簡易デジタル無線 その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

<略>

2 被災情報の公表

(1) 市民への広報

<略>

② 広報手段

防災行政無線、CATV、かとう安全安心ネット、広報かとう、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供 する。

<略>

国民保護計画-108

の避難における施設管理者等の連携に伴うもの（国の指針の変更）

原子力災害対策特別措置法の改正に伴うもの

防災基本計画の修正や原子力災害対策指針の改正等に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴うもの

簡易デジタル無線を整備したことに伴う修正記述の削除

防災行政無線を整備したことに伴う修正

第9章 保健衛生の確保その他の措置

<略>

2 廃棄物の処理

<略>

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに従って、「震災廃棄物対策指針」【平成10年厚生省生活衛生局作成】等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

<略>

2 廃棄物の処理

<略>

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに従って、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

指針の更新による修正